

委託料を出しているのか。

そしてまた、この漁港管理条例を制定する平成8年前ですね、この時点で漁港の管理を漁協に委託料を払っていたんですか。そこら辺もあわせてお伺いをいたします。

水産農林部長（井上 功君） 遊漁船に関する委託料は、平成8年前は払っておりません。

それと、この6漁協、5,491万円の委託の内容ですけれども、先ほどもご説明をいたしましたとおり、施設利用者の誘導、施設内の清掃、申請受付事務、係留場所の確認や係船指導などの内容の名目で委託料を出しております。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 柳川議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

プレジャーボートもそうでありますし、漁協に登録した漁船もそうでありますけれども、そういうお金の問題の出し入れがどうなっているのかという問題でございまして、これは今、海洋レジャーが非常に盛んになってきておりますし、そういう水産業の振興も含めて、また、漁場の管理も含めて、私は、21世紀は環境の世紀と言われておりますので、大事なことだというふうに思います。

ただ、県が直接、かつては行っていたときと、その後、いわゆるそういう漁港の整備は県の方でしながら、後の委託管理は市を経由して漁協の方でやっているというところの、そういうふうな一時期で委託管理方式が変わったということも一部あるかというふうに思います。

柳川議員さんのご質問の中身、ご指摘は私もよく理解できますので、その年度の問題、委託管理のあり方の問題、そういう問題をよく調査、年度の問題もございまして、精査をして、よければ委員会か何か、そういうふうな所管のところでもご報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

5番（柳川八百秀君） 私は、金額の中身の、金額の話了幾ら幾らとするつもりは全くありません。ただ、収入に対して、割合が7,000万円、例えば事業でも一緒ですけれども、収入があるのに、5,000万円は経費として払うと、こういう考え方がいいですか、こういうものがどうしても納得がいきませんでしたので、質問をさせていただきま

したけれども、ぜひこういう漁協への管理委託の算定根拠、こういうものを明確にさせていただきまして、徴収した多くの使用料が係留施設の環境整備に充てられて、漁港が漁船とプレジャーボートがお互いに利用しやすくなりまして、そして環境を整備することによって、今、不法係留も行われているようですので、この方々にも、ぜひご理解をいただいて、河川等に係留をしているプレジャーボートをきちんした係留場所にとめていくと、こういう指導もよろしくお願ひしたいということで要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（鳥居直記君） 次は、36番中田勝郎議員。

〔中田勝郎君登壇〕

36番（中田勝郎君） おはようございます。

質問通告に従い、市長並びに関係部長に質問いたします。

世界に例を見ない日本の少子・高齢化の急速化など、近年の社会構造の激変は、社会の経済、環境に大きな影響を及ぼして、私たちは、過去、全く経験したことのない時代を生きているといえます。国の合計特殊出生率は1.33と、過去最低を記録し、依然として少子化傾向は続いています。これに対し、長崎市は1.27、県は1.52の出生率であります。

このように極めて低水準であることを政府は重視し、女性が子どもを産みやすく、育てやすい社会を目指して、新エンゼルプランを策定し、保育制度など改革を進めています。

また、少子化に対し、長崎市も子育て支援計画を策定し、子どもたちの健やかな成長と子育て支援社会の構築に全力を挙げ、児童関係の予算だけでも100億円を超えています。

市長も結婚式等の祝辞の中で、長崎市の人口が減っていることに触れ、子どもを多く産んでいただくよう言っていると聞いていますが、長崎市も昭和56年から59年の45万人をピークに、その後減少し、ことしの7月1日現在では42万327名であります。この現象は、少子化だけでなく、近隣に住居を多く市民が求めたこと、また、若い人たちの働く場が少なく、学校を卒業しても県外に職を求めたことなどが挙げられます。また、人口増や出生率は、私は、経済の動向にも左右されるよう

な気がしております。例えば第1次ベビーブームが昭和22年から24年、この期に生まれた世代が子どもを産み始めたため、昭和46年から49年に第2次ベビーブームが出現しました。この時代は、日本経済の成長期であり、50年から60年代がバブルの最盛期でありました。しかし、この時期から少子・高齢化が問題になってまいりました。バブルが崩壊後もこの傾向はどんどん進んでいます。

長崎市の新生児は、第2次ベビーブームのときは、1年平均で8,200名、平成9年から13年の平均が3,600名と歯どめがかかりません。そのため、子育てにあらゆる施策を立て、取り組んでいるところで、これらは第2子、第3子を産んでもらうため、行政の対応とを考えます。そのために保育園・幼稚園の充実、無認可保育所への補助、時間延長保育等々、ソフト面で充実してきていますが、肝心の出生率は上がっておりません。この出生率が上がることが、本当の意味の少子化対策と私は考えますが、市長は、どのようにお考えでしょうか。

また、少子化の要因として、若い世代の経済的不安感、特に教育費に経費がかかるなど、子育てが大変ということでございます。児童が3人以上いる家庭に対し、市独自の経済的支援策を考える時期に来ていると思いますが、現在行われている市営住宅優先入居、今議会に提案されている新婚さん優先の第73号議案、保育関係では、2子は半額、3子は無料、幼稚園就園奨励金、児童手当等、いろんな施策は講じられていますが、効果は弱いようでございます。

そこで、質問いたします。

児童が3人以上いる若い世代の家庭に対しては、入居の優先枠の拡大及び収入基準の見直しはいかがでしょうか。

2番目に、3人目以上の子どもが誕生した場合、市独自の措置として児童手当を満18歳まで支給する。

3番目に、働く女性が安心して出産・育児ができる環境づくりのため、育児休業制度を民間中小企業にも積極的に普及させ、実施企業に対する助成金の検討。

4番目に、保育料に対し、2子が半額、3子が無料となっていますが、在園している3番目の子どもでなく、実質、第3子を長子が義務教育を終

業するまで無料化する等、市の考え方をお聞かせください。

以上述べたように、経済的支援体制を行政が取り組まなければ、実質的に新生児はふえないのではないかと考えます。また、その取り組み時期に来ていると思います。

次に、昨年から、国は、企業やNPO、宗教法人、学校法人にも認可保育の事業主体として認めるなど、性急な改革を進めようとしています。保育現場や地域事業を無視するこのようなやり方は、いろいろの問題を露呈させ、なかなか進んでいないのが実情ですが、待機児童の解消という大義名分があります。この問題について、市はどのような対策をしているのか、お尋ねします。

壇上からの質問を終わります。＝（降壇）＝
議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 中田勝郎議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

少子化に対する行政の対応についての一本に絞った質問でございます。

我が国の少子化傾向は著しいものがあり、女性1人が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は年々減少の傾向にありまして、平成12年には1.36と前年より若干増加したものの、平成13年は1.33と過去最低を記録し、依然として低い水準にあり、少子化問題は、単に福祉の問題だけではなく、社会的、経済的にも大きな問題となってきたところであります。

本市における少子化は一層深刻な状況で、合計特殊出生率を見ても、平成13年の本市の数値は1.27と、国の数値を下回って推移するなど、少子化が進行しており、子育てをどのように支援していくかは、高齢化対策とともに重要な課題となってきたところであります。

このような現状の中、本市におきましては、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して産み育てることができる社会を形成するための施策を引き続き推進していくために、長崎市子育て支援計画の見直しを今年度に行うこととしているところでございます。

また、第三次総合計画をもとに、これらの施策

の推進を図ることとあわせ、行政面での体制の整備、国、県と一体となった児童福祉施設の整備、各種手当の支給など児童福祉行政の推進を図り、引き続き子育て支援社会の構築を目指しているところでございます。

また、これからの課題といたしまして、保育所待機児童につきましては、早急にその解消を図っていくべきものと認識しているところであります。このほかにも、乳幼児健康支援一時預かり事業、いわゆる病後児保育でございますが、現在、3つの民間保育所に委託して実施しております地域の子育て支援センター事業等の充実につきましても、その重要性を十分認識しているところでございます。

国におきましても、少子化対策推進基本方針の基本的な施策において、子育てを支援する良質な住宅居住環境の整備あるいは児童手当の給付及び費用負担のあり方等の検討、事業主に対する育児休業取得者の代替要員確保等の費用援助の創設など、積極的に推進しているところであります。

中田勝郎議員ご指摘の児童が3人以上いる若い世代の家庭に対しての市営住宅の入居の優先枠の拡大等につきましては、現在、児童が3人以上いる世帯につきましては、長崎市営住宅条例第10条の規定に基づき、市営住宅へ優先的に選考して入居させております。優先枠の拡大につきましては、今後、他の優先規定項目を含めた全体的な優先枠の拡大を実施したいというふうに考えております。

また、多子世帯の市営住宅への入居要件の一つである収入基準の緩和の件がございます。公営住宅法などから非常に厳しい面がございますが、今後、その可能性の実現に向けて、市の内部で早急に結論を出すということで頑張りたいというふうに考えておるところでございます。

次に、児童手当についてでございますが、児童手当については、国の受託事務として、児童手当法に基づき支給しているところでございます。その内容は、義務教育就学前の児童を養育している保護者に対しまして、第1子及び第2子については、それぞれ月額5,000円、第3子以降は月額1万円を年3回の支給期ごとに支給をしているところであります。しかしながら、保護者の所得制限があり、前年の所得が一定額以上の場合には支給

されないこととなっておりますが、国において、平成13年度にこの所得制限を大幅に緩和されており、その改善が図られているものと考えております。

なお、平成13年度においては、延べ21万4,381人の児童を対象に、総額約12億2,700万円の支給を行っているところでございます。

次に、育児休業制度の普及に係る助成金の件についてお答えをいたしたいと思います。

少子・高齢化が進む中、勤労者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児を両立させながら、その能力や経験を生かすことができる環境を整備することが求められておりますが、このような環境づくりに資するよう、国においては、そのような環境づくりを進める事業主あるいは団体のために助成金を制度化しているところであります。従来からありましたものに、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児休業代替要員確保等助成金及び育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金、さらに、最近、育児・介護休業法が改正されましたことに伴いまして、育児両立支援奨励金、看護休暇制度導入奨励金が制度化されているところであります。本市におきましても、労政関係の広報誌であります「労政だより」等により、その周知啓発に努めているところであります。

次に、同時入所にかかわらず、義務教育以下の子どもで第3子の保育料の無料化についてでございますが、子ども数の減少の中にあっては、有効な策の一つと考えられます。これは相当昔から議論されている問題でありまして、保育所、幼稚園、認可外保育施設に入所している者とあわせ、在宅において子育てをなさっている方々も含め、総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

第3子に対する無料化の状況でございますが、保育所入所に係る子育て支援のため、保育所同時入所の第3子につきましては、保育料を無料としているところであります。また、保育所入所の保護者に負担していただく保育料につきましても、国が示しております基準と比較いたしますと、総額で4億7,000万円を超える軽減措置を実施しているところでございます。

平成13年度における試算でございますが、保育所だけ見てみますと、現在の同時入所と同様の制度で、小学校在校生を含めた形で、第2子を半額、第3子を無料とした場合の試算では、年間の所要額が約3億円の負担増となるものと見込まれているところでございます。

このほか、幼稚園の入所または認可外保育施設への入所の子どもたちもおり、これらに対する助成も含めて検討する必要があるわけでありまして、第3子の無料化を実施した場合には、認可外保育施設等までを含めると、先ほど3億円という数字を申し上げましたが、約5億円の財源が新たに必要となると見ておりまして、本市の厳しい財政状況の中では、独自措置として、それらの支援を実施するにつきましては、現段階では非常に厳しいものがあるのではなかろうかというふうに考えているところでございますが、長崎市の子どもたちの健やかな成長並びに少子化対策のために、国の少子化対策推進と相まって総合的な検討をしていくべきものと認識をしております。今後とも、引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、保育所の待機児童解消のための方策についてでございますが、保育所待機児童の解消につきましては、これまで少子化対策臨時特例交付金の活用等による既存保育所の施設の拡充を初め定員の弾力化等により、その解消に努めており、平成14年4月時点の待機児童数は127人にまで減少をさせることができたところでございます。しかしながら、保育所の入所希望者は、ここ数年、増加の一途をたどっておりまして、男女共同参画社会の形成による女性の社会参加の機会の増大等により、保育所入所希望者数の増加傾向は、今後もしばらくの間は引き続くものと考えられることから、待機児童解消につきましては、児童福祉・子育て支援施策の重要課題として位置づけているところでございます。

このため、既存保育所の規模の拡大のための施設整備の促進、認可保育所の施設基準を満たしている認可外保育施設の認可保育所としての設置、私立幼稚園施設の有効活用など、国の方針に沿って、平成16年度までに待機児童ゼロを目標にもるもろの施策を計画しているところでございます。

保育所の設置主体につきましては、中田勝郎議員ご指摘のとおり、国の規制緩和によって、企業などもその設置主体となれることとなっておりますが、保育所運営の安定的な継続等を考慮し、基本的には、社会福祉法人による運営が適当ではないかと考えているところでございます。

このことから、認可保育所の施設基準を満たしている認可外保育施設を認可保育所として設置することに際しましても、社会福祉法人になっていただき、その設置をしようとするものでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

なお、少子化対策の問題で、中田勝郎議員さんが出生率が上がることが本当の少子化対策であるというふうな根幹に触れたわけでございます。確かに、出生率を上げていただくということが、一番私は大切なことであるというふうに思います。ただ、現実には、子どもたちの教育費がかかり過ぎる、あるいは住宅環境をもっと整えなくてはいけない、また、男女共同参画時代が本当に進んでおりますので、そういうものに対応しなくてはいけないというたくさんの課題があります。今議会にも、条例で議員の皆様方に議案としてお諮りをさせていただいております1点は、新婚世帯に対します市営住宅の優先入居に関する条例が出されております。それと、先ほど本壇で申し上げましたように、18歳未満の第3子までおられる世帯に対しまして、所得制限等が今までございましたが、そういうことの枠の撤廃も含めた形で、何とか多子世帯の方を市営住宅に優先入居できる方策が、これは国の今の基準では非常に厳しいものがあるわけですが、何とかそういうものをクリアしながらできないのかという問題等を含めて、たくさんの課題があるわけですが、この住宅政策というものをまず当面の大きな課題として私どもは取り組むべきではないかという形で、答弁として申し添えさせていただきたいと思います。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思います。
＝（降壇）＝

36番（中田勝郎君） ありがとうございます。

今回、私がなぜ少子化対策だけを質問したかということは、今まで多くの人から少子化あるいは高齢化社会については質問がございました。しかし、ソフト面においては大変充実してきておりま

すけれども、肝心の出生率がどんなにしても上がってこない。一体何なのかということ、私は行政とともに考えていきたいということで、この質問をしたわけでございます。

まず、第1点の保育所の待機児童の件でございますけれども、社会福祉法人にして、株式会社あるいは学校法人、いろんなものができるようにしたいということでございますけれども、このバブルの時期に、今現在の保育園は、大変景気がいいときには定員に満たなくて運営を厳しくされてきた時期がございます。しかし、バブルが崩壊して、やはりご主人の収入だけではいろんなことができなくて、若いお母さん方も「それならパートに行こうか」、あるいは「働きに出ようか」ということで、実は子どもを保育園に預けようということで、今は大変待機児童が多くなってきているわけでございます。

そして、今現在の保育園については、25%増員ですか、何%増員かの、今まで認めていなかったものを認めるようになってまいりました。これは確かにいいことだと思います。ただ、この不景気がずっと続けば保育園に入園する希望者は多いと思いますけれども、また、景気がよくなってくれば、ある一面減ってくるのではないかと、私は、そういうふうには想像しております。

そうした場合に、今日まで嘗々として社会福祉法人を経営してきた保育園の皆さん方、子どもが少なくなったときに、これからどうされるのか。今度新しくできる学校あるいは幼稚園の比較といいますか、少なくなったときにどういうふうに分けていくのかという問題が一つ出てきます。特に社会福祉法人の場合は、経営が成り立たないようになってきますと、やめるということは、結局、財産そのものを国にやるということでございます。

だから、その辺が、私は、今回の待機児童の解消という大きな名分のもとに、いろんなところに許可を出して、あるいは認可して保育所をつくっても、先ではまた大きな問題を醸し出してくるのではないかなという気がいたします。

その辺について、福祉保健部長はどういうふうにお考えなのか、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、市長は大変前向きな答弁をされまし

た。確かに、いろんな面において施策はできてきております。ただ、一つ残念なのは、日本の場合は所得制限という一つの網が常に何にもかぶさっているわけでございます。児童手当にしても、あるいは今回の73号議案の新婚さんが市営住宅に入りたいと、私はいいことだと、新婚さんをどんどん公営住宅に入れてやればいいと、これにもまた所得制限がかかっております。これは後で委員会の方で審議をされるでしょうけれども、児童手当、幼稚園就園奨励金、いろんな面に所得制限がかかっております、制限があります。

私は、何と申しますか、市民や国民のためになることであるならば、ある一面において、こういう所得制限、制限というものを撤廃するように取り組んでいただきたいなという気がいたしてなりません。

例を挙げますと、私が読んだことがあって調べていただいたんですけれども、フランスは、子どもが2人の場合は1万4,000円、日本は1万円ですけれども、3人の場合が3万1,000円と、日本が2万円なんですね。しかし、ここの大きな違いは何かということ、所得制限がないということでございます。フランスの場合は、日本は所得制限があるわけです。そして調べてみますと、大体、75%ぐらいが児童手当を日本の家庭でもらっているようでございますけれども、私がこの前も若い人に聞いたんですけれども、「何で子どもさんをつくらないの」と言ったら、やはり教育費が一番金がかかると、高校、大学に行ったときにものすごい金がかかる。やはり大学は1,000万円を見ておかないといけない。高校でも、どうしても200万円は要るだろうと、そのためには若いときから少しずつでもいいから貯蓄をしておいて、子どものために辛抱していかなければならないというようなことで、たくさんつくと、それだけ兄弟3人も4人も大学にはやりきれないというようなことで子どもが少なくなってきたということも事実であるし、また、若い人たちは、ある一面においては、少しは自分たちも遊びたいと、ぜいたくもしたいと、人並みの旅行も行きたいというようなことで、やはり子どもを余りつくらないというような傾向になってきております。

しかし、国の方は、今、市長がおっしゃったよ

うに、ソフト面では保育園の充実、いろんなことをやってきております。ただ、それが果たして生かされているのかなという気がしてならないわけでございます。

そこで、私が今回質問したのは、やはりもうこの時期に来ては、行政が子育てにある程度の支援を表に出してやるべきではないか。そういうふうな気がしてなりません。そうしないと、皆さんが言われるように、きのうも塩川議員からも言われましたけれども、2050年には、長崎市の人口が30万人と言われました。失礼な話ですけども、滑石、横尾、虹が丘、あの辺の人口が全部ゼロになるのに等しいわけでございます。よその地域の名前を出して言うのは失礼ですけども、五島、対馬、壱岐、全島無人島になるぐらいの長崎市の人口が消えるということでございます。そうすると、やはり長崎で事業をしている、商売をしている人たち、それは電車にしても、バスにしても、いろんなものがありますけれども、やはり人口が減るということは、まちの衰退につながるということを私は滑石地区で実感をしております。昭和50年代には、学校は足らなくて、生徒数はたくさんありました。そして市場も賑わっておりました。しかし、今は半分の生徒になってしまって、市場の中では串が抜けたように、1軒がやめ、2軒がやめして、大変寂しい状態が続いております。そういうことで、人口の推移がまちの繁栄を動かしていると私は確信しております。

そういう意味において、やはりこれから行政が、そういう子育て支援に大きく介入してくる時期と私は判断しますが、その辺、市長、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育委員会にお尋ねいたします。保育園の場合は、2子から半額、3子は無料ということですが、ただし、それは保育園に入っている兄弟のことなんです。これを私は、今、本壇からも言いましたように、せめて義務教育が終了するまで、この制度をやっていけないのか。

ただ、市長が先ほど答弁の中で、2億円、3億円近くの金が必要。幼稚園の児童を全部すると年間5億円要するということではありますが、私は、それは十分5億円ぐらい出しているのではないかと、それでもし出生率あるいは子どもが少なければ、

またそのときに考えればいいことであって、長崎市の2,000億円からの財政でございますので、5億円や10億円は何とかひねり出されるのではないかと期待をしております。

それから、教育長にお尋ねしますが、給食費の問題も絡んでくるわけです。保育園を卒業してくると、今度は学校にまいります。ところが、私はちょっと調べていただいたんですけども、小学校に1人で通って来る人が1万2,436名、兄弟2人が4,755組、3人が402組でございます。せめて2人目を無料にしますと、大体、年間2億1,500万円の給食費が要ります。第3子だけをやりますと、3人目からやりますと1,600万円でございます。だから、2万3,174名の小学生がおるわけでございますけれども、やはり保育園もそういうふうで、3子目は無料にしております。だから、小学校の場合、3人目の子どもだけを無料にすると約1,600万円、2人をするると2億1,500万円、保育園と幼稚園を合わせても、せいぜい10億円あれば給食の無料あるいは保育園のあれもできるのではないかというふうな気がしてなりません。

ただ、私が何でこれを言うかということ、やはり今ここで、毎年5億円でも10億円でも金をついでいかなければ、例えば2050年に30万人になったときに、今の年金制度、医療保険制度が果たしてこのまま保てるのかどうかという心配も一つございます。

今までこの問題が出てから、60歳になって年金の支給が言われて楽しみで掛けてきた人、ところが、これが65歳まで延びたわけでございます。あと20年、30年後には75歳になると年金をもらえないような、そういう時代になってくる可能性はあるんですよ。十分にあるんです、これは。あるいは65歳からもらうなら、給料の半額を税金として納めなさいと、あるいは消費税を15%、20%にしますよと、いろんなそういう問題が今後20年、30年後にはかかってくるんですよ。私は、そこを心配するんです。

今、ここで国、これははっきり言いまして、市が単独でやることではないんです。できないと思います。しかし、長崎から、こういうことがあるんだと、将来のことだと声を挙げて全国に呼びかけてもいいんじゃないですか。年間10億円つぎ込

むことによって、将来の保障がある程度長崎ができるなら、これは全国全部、そういうふうにしてきたならやっていけるのではないかと思います。私が心配するのは、やはり30年、40年後、今のちょうど30代の人たちが年金をもらうときに、果たしてこの年金制度があるのかどうかという心配を私はしております。また、医療保険制度などでも崩壊してくると思います。

そういう点につきまして、大変私はその辺を憂慮して、今回の少子化問題だけについて質問をしたわけでございます。

市長並びに福祉保健部長の見解をお聞きしたいと思います、改めて。

市長（伊藤一長君） 中田勝郎議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

今度の9月定例会市議会の議案でも出させていたいただいておりますけれども、第76号議案で市営住宅に新婚世帯を優先的に先行して入居させる議案、「長崎市営住宅条例の一部を改正する条例」を第76号議案で出させていただきます。これも今、中田勝郎議員がご指摘のように、これは先進的な議案だと、私どもが申し上げるのはおかしいんですが、そういうふうにもマスコミでも載せていただきましたし、思いますが、ただし、これも所得制限がかかっております。その問題も含めて、先ほど本壇でもお答えさせていただきましたが、子どもを3人以上持っている方々を市営住宅に入っていく場合でも、優先枠はあっても所得制限がかかっている。こういうことにつきましては、今の私どもの段階では、そういう形で議案を出させていただいておりますが、あとは議会の方で、そういう一つの流れといいますか、議案の審議という形で、どういうふうに審議していただくかということも一つの方策ではなかろうかなという感じがいたします。

確かに今、個々の案件を通じてご指摘をいただきまして、私もそうだなと思っておりますのは、いわゆる今の政府は、少子化対策について非常に熱心に取り組んでいただいております。それが個々の予算についてきておまして、私どももそれを長崎市なりに一生懸命財源のやりくりをしながら施行させていただいておりますけれども、全体の個々の施策としては、相当進んできていると思っておりますけれども、

まだ完璧ではないが、進んできていると思っておりますが、全体としましては、先ほど申し上げたように、住宅の子育てをしやすいような子どもたちの環境をつくっていく。例えば住居の政策の問題、教育全体をどういうふうにもっていくのか、しかも、高等教育を、専門の教育をどういうふうにもっていくのかという制度、税金の問題、こういう根幹にかかわる問題が実はまだ国の施策として打ち出されていないというの、ある意味では事実だと思っております。

先ほどの柳川議員のソフト事業日本一という質問との絡みもございまして、こういう子育ての中における住宅政策を長崎市がどういうふうに出すのかというのは、先ほどからの質疑応答を踏まえて大事なテーマではないかなというふうに思っておりますので、大変難しい課題ではございますけれども、しっかり議会のご質疑等を踏まえながら私どもも頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

福祉保健部長（高谷洋一君） 保育所に関する再質問についてお答えしたいと思います。

我々福祉部門が今、大きな課題として抱えている問題として、待機児童の解消の問題がございます。そのため、現在、幼稚園の活用等も含めて検討をいたしているところでございます。過去、既存の保育所経営者の方からもいろいろ、私たちが昔は非常に苦勞をしたというお話も伺っておりますし、私たちがやみくもに保育所をどんどん広げていくという考えではございまして、待機児童の多い地区に絞って慎重に拡大していきたいというふうに考えております。

もう一点、保育を必要とする児童が今後どうなっていくのか、この見通しにつきましては、非常に難しい面もございまして、男女共同参画の考え方が非常に定着もしてきておりますし、今後、少子化に伴いまして、将来、労働力の不足も見込まれます。女性の社会進出というものは、これからますますふえていくのではないかとこのように私は考えております。そのためにも、保育所の待機児をなくすために努力をしたいと思っておりますが、あくまでも慎重にやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

教育長（梁瀬忠男君） 学校給食の負担の件でのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご承知のように、学校給食費の負担につきましては、学校給食法の規定によりまして保護者の負担となっております。これによりまして、本市では小学校が3,500円、中学校が4,100円の食材の実費を徴収しているところでございます。

今、議員の方からもご提案がありました2子目、3子目の軽減措置の点でございますけれども、今、議員の方からもご指摘がありました。確かに3子目以降の児童をとりましても、420名の対象となり、1,600万円の費用負担、それと、2子目からになりますと、5,600人の2億1,500万円と、こういう試算がなされます。

本市の厳しい財政状況のもとでは非常に厳しいのかなと思いますが、今、議員のご指摘のとおり、少子化対策というのは大変重要であるという認識をいたしておりますので、今後、福祉とかいろんな関係部門とも連携を図りながら、総合的な市の少子化対策の施策として研究をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

36番（中田勝郎君） 市長並びに教育長あるいは福祉保健部長からも答弁をいただきました。今回、私が質問したことについては大変厳しいものがあります。だから、質問してすぐできると期待はしておりません。私も。しかし、正直言って、本当に真剣に考えていただきたい。ただ、上辺だけではなくて、少子化だ少子化だと言うのでなくて、国も確かに力を入れてきておりますけれども、しかし、まだまだ本当の真の、どこが一番大事なのかというものが私は届いていないのではないかと。特に子どもを産める若い世代の夫婦の方々には届いていないのではないかと、その施策が。私は、そういうふうに感じてなりません。だから、所得制限の撤廃、いろんなことがありますけれども、そういうものもひとつ今後大いに見直しをしていただいて、市民のため、国民のためになるなら、どんどん議会とも話し合いながら進めていければいいんではないかと思っております。

そういう意味において、私は、今後、この少子化対策については、行政が本当に真剣に考えていただくことを願いまして、私の質問を終わりたい

と思います。

なお、関連質問が吉富議員からございますので、よろしく願いいたします。

〔「関連」と言う者あり〕

議長（鳥居直記君） 13番吉富博久議員。

13番（吉富博久君） 中田議員の少子化対策に関連し、次の2点について質問をさせていただきたいと思います。

中田議員のご指摘にもありましたとおり、少子化対策における保育所の役割は大であります。特に、これからの保育所は、利用しやすい多機能型保育所として地域や利用者のニーズを十二分に把握し、それを実行に移していかなければならないというきめ細かな対応が求められているところであります。その遂行に当たっては、地方行政がいかに率先して保育サービスの提供体制を整えられるかに、一にかかっていると云っても過言ではありません。

そういった意味では、この2点はすぐにできるものとしてご提案をさせていただきたいというふうに思います。

まず、認可保育所における年度途中入所者についてお尋ねをいたします。年度途中入所者については、4月1日時における年齢にさかのぼって保育単価を適用すべきではないかと思えます。つまり、同一学年時については、同一保育単価での対応をすべきである。そういうことであります。特に、ゼロ・1歳児クラスにおいては、運営費の単純平均単価において同じクラスでの保育児でありながら、同年齢での一月の保育単価が一人の子では17万8,992円、一人の子では10万3,719円と、満1歳になって入所した子との差が極端に生じているのが現状であります。このことは、国の制度の改正が求められているところでありますが、本市単独でも、その差を早急に埋める必要があると思えます。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、認可保育所への看護職の配置についてお尋ねをいたします。

男性の失業率5.8%、就業時間の短縮等、極めて厳しい労働環境の中で、本市もワークシェアリングの試行に入られました。このような不況下のもとで、家計を支えるための主婦の就業もかなり

ふえています。これらのことによっても、保育を必要とする子どもたちが年々多くなり、現在、保育所への待機児解消策にあらゆる方策で取り組んでおられますが、各園とも、定員を20ないし30%上回って園児を受け入れているというのが現状であります。園児の健康管理のためにも、そしてまた、親が子どもをより安心して預けられるためにも、その保育所の規模、乳児の数にかかわらず、看護師の資格を持った職員の配置は必要不可欠な時代に入っていると思います。

現在、保育士の賃金単価では、看護職の雇用が困難な状態にあります。安心した、安定した保育所の経営を維持しながら、看護師の雇用ができるように対応をなさるおつもりはないか、お尋ねをいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。
福祉保健部長（高谷洋一君） 吉富議員の関連質問にお答えいたします。

まず、1点目の年度中途入所の児童で、満1歳に到達した後に入所する児童の運営費の年齢区分の適用につきましては、ゼロ歳児の運営費の単価を適用すべきではないかとお尋ねについてお答えいたします。

運営費は、入所児童の年齢に応じまして、ゼロ歳児、1・2歳児、3歳児、4歳以上児と4段階にそれぞれ区分されておりまして、その運営費は、職員数の配置を最も要することとなっております。ゼロ歳児が一番高く、年齢区分が高くなるほど職員の配置が緩和されることなどから、その運営費は少なくなっていく取り扱いとなっているところでございます。

議員ご指摘の満1歳に到達した後の入所児童につきましては、1歳児の運営費の区分の適用となりますが、満1歳に到達する前に入所した児童については、その年度はゼロ歳児の運営費が適用されることとなり、いわゆる同級生で同じ保育室で保育をしながら、その運営費に差異が生じる結果となっております。年齢区分の取り扱いにつきましては、国の基準運営費の取り扱いにおいて、保育の実施がとられた日の属する月の初日における年齢区分によることとなっており、既に入所中のゼロ歳児が誕生日を迎えて満1歳となってもゼロ歳児の運営費が適用されているものでございます。

これとあわせて、保育士の配置基準につきましても、入所児の年齢に対応した配置の取り扱いとなっております。

このように、保育士の配置基準等と相まった運営費の単価にかかる適用ですので、ゼロ歳児にかかわらず、国どおりの取り扱いを市が独自に変更することはなかなか難しいものがあると考えております。

なお、この件につきましては、全国保育協会におかれましても、その取り扱いを国に要望しているというふうに向っておりますので、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、民間保育所における看護師の配置についてお答えいたします。

本市の民間保育所における看護師または保健師等の看護職の配置状況といたしましては、民間保育所54カ所中23の保育所に配置されているという状況でございます。保育所における児童の保育には、基本的には保育士が当たることとされ、その配置基準は入所児童の年齢別に、それぞれ定められているところでございます。しかしながら、低年齢児の保育の推進が図られている中、国の乳児保育促進事業等事業実施要綱におきまして、ゼロ歳児の乳児を9人以上入所させる場合には、保健師または看護師1人を配置しなければならないこととされており、乳児が9人未満でも、6人以上の場合は看護職の配置に努めることとされております。

なお、この場合の保育士の配置基準の取り扱いにつきましては、乳児が6人以上の場合には、看護職の職員1人に限り、保育士と見なすことができることとされているところでございます。

このように、乳児6人以上の保育所については、看護職の配置が適当とされており、その確保を図っていく必要があると考えているところでございます。

今後とも、国の定める運営費の算出基準と保育所における看護職の雇用の確保の困難性を見極めながら、引き続きこの点につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

13番（吉富博久君） ご答弁をいただきましたが、まず、差額の問題ですが、保育士の配置基準、そ

れと相まって運営費の単価にかかる適用だから、国どおりの取り扱いを市がしていかなければならない。国どおりという形で、単独でなかなか市がするのは難しいという話ですが、1つご質問をしたいのは、この差額を埋めたときに、国からのペナルティが何かあるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思いますし、それと、ゼロ歳児の配置基準、さっき配置基準の問題が出ましたけれども、ご答弁がありましたけれども、ゼロ歳児の配置基準は3対1ですよね。現在、ゼロ歳児のクラスに1歳児も入り込んでいていろんな保育を今やっているわけですが、この配置基準自体が4.5に1人とか、5対1になっていませんか。逆に、そういうことであると、おかしな方向で今進んでいるということ、私は逆に指摘をさせていただきたいというふうに思います。

せんだっての新聞、これは「無認可の保育所で相次ぎ園児死亡」という記事ですけれども、一番手がかかるのは、やはり6カ月ぐらいから2歳ぐらいまで、目が離せない子ども。こういう中で、ここで新聞で報道されていますのが、被害者の年齢、4カ月とか1歳10カ月の子、これはうつ伏せで昼寝中に死亡。それから7カ月の男の子、これはベッドで冷たくなっていた。それから10カ月、1歳11カ月の女の子。この1歳11カ月の女の子は、子どもが出ないようにするベッドの木製のふたとベッドの柵の間に首を挟まれて死亡というのが状態ですね。

だから、国の配置基準としては3対1、それよりもふえてくると、保育士の目が行き届かないということだってあり得るわけですよね。これは新聞に載っているのは、あくまでも無認可保育所ですけれども、この無認可の保育所の場合でも、そういった保育士の配置であるとか、あるいは看護師の配置、そういったものが不適切、基準に合っていないから、こういう事故が起こったという指摘がここでなされている。ということは、先ほど申し上げましたように、3対1が4対1、5対1という形の中で保育がなされるようであれば、こういう状況がひょっとしたら生まれる可能性だって、あってはいけないことですよ、あってはいけないことだけあり得るということですよ。あっては遅いんです。

そういう意味では、やはりきちっとした形の中で保育士が、そして保育所が健全な運営ができるように、きちっとした形の中で運営ができるようにするのが、行政としての一つの大きな役割だと思います。

そういう意味で、少子化対策、いろんな形の中でつながってくる。本当に安心して子どもを預けられる。そして、中田議員が言われたように、3子までは、少なくとも義務教育の部分については無料化していくとか、いろんな対応と相まって、では3人まで、あるいは5人まで子どもを産もうかという気持ちになるのではないのかなという思いがします。

どうか、子どもに事故がないように、いろんな形の中で実際に親が安心して預けられるように、そういった形での運営費の補助もしっかりやっていく。それが私は役割だと思いますが、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、看護職の配置もそうですが、以前から、看護職の部分ではご質問をさせていただいております。あるときの質問で、私は問いかけたことがございます。「福祉保健部長さん、あなたにもし保育所に預けた子どもがいて、熱を出した。その子どもが熱を出して保育所からすぐ連れにきてくれと、熱を出したから」と言われたときに、あなたは今、行けますか。今そこに座っておられます。メモが入りました。メモが入ったときにすぐ行ける状態ですか。状態ではないはずですよ。でも、保育所は、すぐ迎えに来なさいというケースは結構多いんです。そういう保育所ばかりではありませんよ。ぎりぎりまで待ってくれる保育所だってあります。でも、ほとんどがすぐ迎えに来てくださいという状態なんです。

今、こういう労働条件が厳しい折から、お母さんだってそうなんです。勤めているところのその職場を離れてすぐには迎えには行けないはずなんです。そういった状況の中で、やはり看護師がいる、安心してある程度看護師が判断をしながら見てくれる、そういう状況をやはりつくっていかないと、これもまた事故につながる可能性だってあるわけですよ。

そういった意味では、早急な対応をいただきたいというふうに思いますし、あなたのお考え方を

お聞かせいただければというふうに思います。
福祉保健部長（高谷洋一君） まず1点目の国からのペナルティがあるのかということでございますけれども、市単独でやる限りは国からのペナルティはないと思っております。

それから、保育士の配置の問題になりますけれども、ゼロ歳児が1人で3人を見ると、1歳児は6人で見るというふうに、保育士の配置の最低基準につきましては、一定、おおむねというふうな決め方をしてありますが、保育現場の方で非常に努力をなさっていただいているのではないかなと、私は理解をいたしております。

それから、看護師につきましては、確かに子どもたちはいろいろ病気も急変する場合もございますので、看護師が全保育所に配置されることが望ましいというのは、私自身も考えてはおりますけれども、今の制度の中で、そういうことございますので、私たちもそこらあたりを今後の課題として検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

13番（吉富博久君） 看護職は、全保育所に配置されるのが望ましいということだと自分も思っているということですから、ぜひそうしていただきたいと思いますが、ただ、全額をそういうふうにした形の中で看護師を1人雇いなさいということではなくて、先ほどもちょっと触れられましたけれども、保育士の時間単価と看護師の時間単価と約300円ぐらいの差なんですよ。その300円の差が埋められなくて看護師が来ない。幾ら看護師を雇おうと思っても来てくれないという状況にありますので、その300円を埋めることによって看護師が雇用できるという状態があるんです。これだったらそんなにお金はかからないというふうに思いますので、ぜひそういった対応を、もう一度早急に検討するということですから、検討して結論を出して、そのことも含めてですよ。早急に検討するという答弁がありましたので、最初、ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

それと、配置基準で、現場が大変苦勞しながら、やはりそれなりに努力をしてやっておられると、そうだろうと思えますという福祉保健部長の答弁がありました。そのとおりなんです。現場はてん

てこ舞いなんです。そして、私どもが保育所に行っ
て見ても、保育士の仕事をなさっている方、保育士の仕事というのは非常にハードですよ、走り回って。私が保育士できるのかと言ったら、とてもじゃないけれども、できないわけで、すごい労働力ですよ。だから、その中で、また、基準が3対1とか5対1とかという形の中で、3対1が5対1ぐらいにふえていくなれば、なおさらに目配り、気配りをしていかなければいかんし、そういった意味では、いろんな形の中でそれが見落とされるという可能性だって、ひょっとしたらある可能性があります。

だから、そういう意味では、早くそういったものを解消していただきたい。特に今、質問しました国からのペナルティはないということですから、市単独でその施策が打てるということですから、ぜひそういう意味では、市が率先して、先ほども中田議員が言われましたけれども、長崎からそういった施策を打ち出して、日本全国にやっていくという一つの大きな課題を持ちながら実施に移していただきたいと思います。

市長もオンリーワンのまちづくりということで率先して長崎からという一つの思いもあらわれるわけですから、ぜひそういった意味では、こういった一つひとつのことをきちっと片づけながら、長崎市の保育行政、特に少子化対策に対するの思いというものを全国に発信をしていただくよう、心からお願いをいたしまして、質問を終わります。
議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 正 午 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。44番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

44番（中村すみ代君） 草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づきまして、2点質問いたしますので、市長並びに理事者の皆さんの明快かつ前向きな答弁を求めるものでございます。

まず、第1点目ですが、市町村合併について。

小泉内閣は、1999年（平成11年）の市町村合併